第2表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別回線数

サービスの種類（細区分）　高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送ｻｰ
伝送方式の種類
品目　高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ合計

都道府県 ＼ 都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
北海道	974																								
青森県		203																							
岩手県			224																						
宮城県				347																					
秋田県					162																				
山形県						208																			
福島県							456																		
茨城県								258																	
栃木県									285																
群馬県										207															
埼玉県											777														
千葉県												645													
東京都													3,464												
神奈川県														1,168											
新潟県															324										
富山県																									
石川県																									
福井県																									
山梨県																			132						
長野県																				258					
岐阜県																									
静岡県																									
愛知県																									
三重県																									
滋賀県																									
京都府																									
大阪府																									
兵庫県																									
奈良県																									
和歌山県																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県																									
広島県																									
山口県																									
徳島県																									
香川県																									
愛媛県																									
高知県																									
福岡県																									
佐賀県																									
長崎県																									
熊本県																									
大分県																									
宮崎県																									
鹿児島県																									
沖縄県																									
合計	974	203	224	347	162	208	456	258	285	207	777	645	3,464	1,168	324				132	258					

注１　専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
２　契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
３　伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
４　品目ごとに別葉とすること。
５　他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
６　新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
７　接続専用回線については、別葉に再掲すること。
８　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
９　記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

令和3年3月31日現在

事業者名 東日本電信電話株式会社

京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
																						974
																						203
																						224
																						347
																						162
																						208
																						456
																						258
																						285
																						207
																						777
																						645
																						3,464
																						1,168
																						324
																						132
																						258
																						10,092